

鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成31年3月定例会

《1 期 日》 平成31年3月20日（水）

開会 午後1時25分

閉会 午後3時10分

《2 会 場》 総合福祉保健センター4階会議室

《3 出席者》 皆川 征夫 教育長

奥村 さかえ 教育長職務代理者

皆川 準一 委員

住石 英治 委員

石川 宏貴 委員

《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長

狩谷 昭夫 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長

吉野 光雄 生涯学習部参事（事）市民会館長

小川 宏宜 生涯学習部副参事

関根 延年 生涯学習部副参事（事）学校教育課長

後藤 由美 教育総務課長

青木 真也 生涯学習推進課長

崎 田 浩 史 教育総務課主幹
垣 岡 俊 男 学校教育課給食管理室長
三 石 宏 文化・スポーツ課主幹
関 正 人 教育総務課副主幹（事）教育総務係長
萩 原 美 恵 教育総務課主査補

《5 議案事項》

- 議案第1号 鎌ケ谷市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 鎌ケ谷市民体育館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 鎌ケ谷市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第4号 鎌ケ谷市きらりホール及び鎌ケ谷市中央公民館指定管理者候補者選考委員会設置要綱の制定について
- 議案第5号 鎌ケ谷市きらりホール及び鎌ケ谷市中央公民館の指定管理者の募集の広告について
- 議案第6号 鎌ケ谷市小中学校における働き方改革推進プランの策定について
- 議案第7号 鎌ケ谷市指定文化財の指定について

《6 報告事項》

報告第1号 学校給食費滞納者への支払督促に対する異議申立てに伴う訴訟への移行及び学校給食費請求事件に係る和解について

報告第2号 平成31年4月の行事予定

報告第3号 学校の近況報告について（指導）

報告第4号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

教 育 長	<p>本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会3月定例会を開会します。</p> <p>本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、学校教育課給食管理室長、文化・スポーツ課主幹の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることといたします。</p>
教 育 長	<p>本日の定例会会議録署名委員については、皆川準一委員を指名します。また、本日の審議案件について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>本日の審議案件は、議案事項7件、報告事項4件です。よろしく、ご審議の程お願いします。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第1号「鎌ヶ谷市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>提案理由は、鎌ヶ谷市教育委員会公印規則に定められております印影簿につきまして、別記第2号様式に名称を使用しておりますが、印影簿という名称を公印印影簿に改めるとともに、文書管理システム導入に伴い、別記第3号様式の公印使用簿に記載のある文書管理カードという表記が不要になるため削除するものです。教育施設や各学校で使用している公印は、別記第2号様式を用いて毎年4月1日付けで記録保存しているものであります。</p>
教 育 長	<p>これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
各 委 員	<p>質問等なし</p>
教 育 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号を原案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>

教 育 長	議案第1号「鎌ヶ谷市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
教 育 長	次に、議案第2号「鎌ヶ谷市民体育館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明をお願いします。
生涯学習推進 課長	提案理由は、4月から稼働する予定の公共施設予約システムについて、ちば電子申請システムに参加することに伴う様式の変更でございます。鎌ヶ谷市民体育館及び各学習センター予約の際に使用します申請書及び許可書等の様式変更です。昨年の教育委員会定例会において、債務負担行為のお話をしましたが、その内容に関する通知書の改正になります。
教 育 長	これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございますでしょうか。
各 委 員	質問等なし
教 育 長	それでは、お諮りいたします。 議案第2号を原案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし
教 育 長	議案第2号「鎌ヶ谷市民体育館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
教 育 長	次に、議案第3号「鎌ヶ谷市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明をお願いします。
生涯学習推進 課長	提案理由は、適正なデータ管理を行うため、長期末利用者の登録抹消の規定を設けるとともに、改元等に伴い、申込書の様式を改めようとするものであります。図書館利用登録を行う際の申込書について、5月の

改元に伴い、生年月日欄の和暦を削除し、ご自身で記入できるように改正するものです。また、第3号様式の団体利用登録申込書について、業務手続上の利便性から、申請者と連絡が取りやすいように、提出者欄を団体代表者名から申請者名に変更をし、代表者名は別枠で記入するように変更しております。また、館長は、継続して5年以上図書館資料の貸出しがない者について、その登録を抹消することができるよう規定を追記しました。現在、図書館システム改修時の5年に1度、部長決裁の後、未利用者についてはデータ抹消作業をしておりますが、今後、規則の中で明記し、適正に管理していくということで改正いたします。

教 育 長 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございますでしょうか。

皆 川 委 員 継続して5年以上図書館資料の貸出しがない者について、その登録を抹消することができるとなっておりますが、抹消するのではなく、抹消することができるとした理由は何ですか。

また、抹消作業をしない場合の市立図書館のデメリットは何ですか。

生涯学習推進課長 今までは5年という決まりがなく、根拠もなく、その都度決裁をとり削除作業をしておりましたので、市民に対し、より明確に示せるよう改正するものであります。ただし、作業する際、不要なデータの分量が少なく、システムに影響を及ぼすことがない場合には、5年1日目ですぐに削除する訳ではなく、次の機会に行う人もでてくると思います。そのため、必ず5年1日目で実施するというのではなく、猶予も考えていることから、できる規定にしております。

図書館のデメリットとしましては、システムの中で使用しないデータが膨大にあると、重いデータが残ってしまい、システムのスピードが遅くなります。そのために、事務の効率化にもつながるよう、新システム移行に併せて改正するものです。また、システム会社も5年に1度の契約更新になりますので、今後は違う会社との契約になることも考慮し、このような作業をしていくこととなります。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議ございません

んでしょうか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 議案第3号「鎌ヶ谷市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教 育 長 次に、議案第4号「鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者候補者選考委員会設置要綱の制定について」及び、議案第5号「鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館の指定管理者の募集の公告について」一括して、事務局の説明をお願いします。

市民会館長 議案第4号の提案理由ですが、きらりホール及び中央公民館の管理運営を、現行の市直営方式から、委託して指定管理者に委ねるため、鎌ヶ谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により申請団体を公募とすることから、指定管理者候補者選考委員会を設置するものです。

第3条の委員構成については、市の指定管理者制度に関する統一方針に従いまして、行政の職員4人、外部の方4人の合計8人で構成し、第5条の委員長は生涯学習部長にお願いすることにいたします。

引き続き、議案第5号についてご説明いたします。

提案理由は議案第4号同様、鎌ヶ谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、指定管理者の選考を公募とすることから、募集内容について広告することといたします。

管理を行わせる公の施設の名称、所在地及び施設の概要等8項目ございますが、鎌ヶ谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条第2項に定めている広告事項を全て網羅しておりますので、この内容で募集の広告を行うものでございます。

教 育 長 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございますでしょうか。

皆 川 委 員 指定管理者が管理することになっても、質の下がらない管理運営がで

きますか。

市民会館長 サービス低下につながらないように、引継ぎ事務を着実にを行います。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。
議案第4号及び議案第5号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 議案第4号「鎌ケ谷市きらりホール及び鎌ケ谷市中央公民館指定管理者候補者選考委員会設置要綱の制定について」及び、議案第5号「鎌ケ谷市きらりホール及び鎌ケ谷市中央公民館の指定管理者の募集の公告について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教 育 長 次に、議案第6号「鎌ケ谷市小中学校における働き方改革推進プランの策定について」事務局の説明をお願いします。

生涯学習部副 提案理由ですが、鎌ケ谷市小中学校における働き方改革推進プランを
参事 策定しようとするものでございます。

ご承認いただいた後は、各小中学校に提示し、各小中学校がそれぞれの実態に応じて取り組んでいただくため、本市教育委員会としても、働き方改革について推進をまいります。

平成30年9月に千葉県教育委員会から、教職員が心身共に健康を保つことができる環境を整え、子どもたちの成長に必要な、効果的な教育活動を行うことができるようにと学校における働き方改革推進プランが示されました。これを受け、本市も学校教育の質の維持向上のために行動計画を作成し、未来の子どもたちのために、教職員一人ひとりの心身の健康を保持し、使命感とやりがいをもって職務を遂行できるよう、この取組を推進してまいります。

本市としましては、他市に先駆け、行事や研修会の精選及び削減、人的な配置、施設等の充実を行っていることは皆様ご承知のことだと思いますが、今後もより一層、教育環境の充実を図ってまいります。

次に、本市の実態としまして、過去3年間、月80時間超過勤務者数の割合を記載しております。その原因としましては、部活動後の授業準備や採点事務等があること、また、保護者対応や家庭への連絡が主な原因として挙げられております。そこで、教職員に対し、分かりやすく印象を残せるよう、何か提案できないかということで、本市の働き方改革のスローガンとしてTriple「C」、三つの「C」、Change「変えよう鎌ヶ谷」、Chance「今だ鎌ヶ谷」、Challenge「やるぞ鎌ヶ谷」を示しており、本市の目標として、1日の在校時間12時間を超える教職員0人を目指すことを掲げております。その目標を達成させるため、業務改善に必要な意識改革を進めていくよう、勤務時間そのものを意識することや、業務改善によって確保された時間をいかに有効活用していくかという意識を持つこと、業務をいかに効果的に計画的に行うかという意識を持つことを教職員に定着させていく必要があります。具体的な本市の業務改善方針として、学校、家庭、地域がそれぞれの立場で協力し合い、それぞれの責務をはたしていかなければならないため、①業務改善の推進 ②部活動の負担軽減 ③学校行事及びその他の行事等の見直し ④時間外勤務の抑制と勤務時間に対する意識改革 ⑤学校を支援する人材確保とその活用 ⑥学校・家庭・地域との連携と推進 ⑦周知及び実施の徹底とフォローアップ、の七つの方針を示しており、市教育委員会及び学校において、各方針に基づく具体的な方策を取り組むことにより、学校の本来あるべき姿を実践してまいります。それでは、業務改善を推進するため、市教育委員会として何ができるかということで、今後、鎌ヶ谷市業務改善推進計画の策定を予定しており、また、鎌ヶ谷市働き方改革推進委員会を設置するための設置規程を制定する予定をしております。そのほか、部活動の負担軽減に関する内容として、鎌ヶ谷市部活動ガイドラインに則り、改めて、部活動の適切な活動時間や休養日等を見直します。また、時間外勤務の抑制ということでは、出退記録をパソコンから集計できるようシステムの構築を行い、学校支援を行う人材を確保する等行ってまいります。学校はこれを受け、業務の改善として、会議や打合せ等の校務分掌及び教育課程の見直しを行い、教材費等の学校徴収金は、銀行振込み、口座引き落としによる徴収への移行を図ってまいります。また、校長は、教職員が年次休暇を取得できる体制の工夫と取得を奨励するよう意識改革を行う

こと等が明記されております。

教 育 長 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございますでしょうか。

皆 川 委 員 学校における認識は、どの程度ですか。

生涯学習部副 本案件の鎌ヶ谷市小中学校における働き方改革推進プランを策定する
参事 ため、校長会長、小学校校長会長及び中学校校長会長にも意見を伺い、
案を策定しました。千葉県教育委員会の働き方改革推進プランが示され
た時点で、千葉県教育委員会のプランを各学校へ周知し、学校現場から
は、枝になる部分は後から作成するとしても、方向性を示し、柱となる
部分を全校統一事項として周知してほしいというお話がありました。

すでに現場で取り組んでいる内容もありますが、子どもたちのためにも改めて意識改革を行うことは必要であると各学校認識しております。

皆 川 委 員 業務改善していくには、最終的には、教職員をフォローする人的配置
及び改善するための予算が必要だと思います。本市教育委員会としても
要求等していかなくてはならないと思いますが、他市はどのような状況
なのでしょう。

生涯学習部副 予算や人的配置されれば、仕事も皆で共有し分担ができると思いま
参事 す。ただし、それにも限界がありますので、各市で今できる範囲のこ
とを行っていかうというのが千葉県教育委員会の方針であると思います。

以前、他市教育委員会から問合せがあった時に、本市が導入している
制度として、学校へ来られない子どもたちの家庭へ担任の代わりに家庭
訪問相談員が家庭を訪問し、子どもに会いに行くという制度の説明をし
たところ、その制度について、いつからやっているのか、もっと詳細を
教えてほしいと言われました。それも、本市が単独で導入している業務
改善のための一つの制度であり、先駆けてやっていることであると学校
も理解しております。

皆 川 委 員 本市の子どもたちのためにも、千葉県教育委員会等へも声を大にし
て、要望していくようお願いしたいと思います。

生涯学習部長 今回の提案は、国や県から示された働き方改革推進プランに基づき、鎌ヶ谷市働き方改革の推進プランを策定したものであります。副参事が答弁しましたとおり、学校から詳細を示してほしいとのことでしたので、本市のプランとしてお示ししたものになります。

委員がおっしゃるとおり、学校現場の意見も聞きながら、人的な配置や予算要求関係は、本市の実施計画の中で要求し位置付け、策定していかなければならないと思っております。

教 育 長 委員に対しての説明が不足していると思います。現在の国、県及び本市の教職員の状況が分かる一覧をお示しする等、補足資料を添えて説明するよう心掛けてください。

住 石 委 員 先程、出退記録をパソコンから集計できるようなシステムの構築についてお話がありましたが、土曜日、日曜日の勤務時間についても、管理できるという認識でよろしいでしょうか。

生涯学習部副参事 はい。土曜日、日曜日も含めて管理していきたいと考えております。そして、土曜日、日曜日のみの把握もできるように、別枠で時間数が分かるように整備していきたいと思っております。

住 石 委 員 私が思うに、教職員の働き方改革を実施するためには、校長自身が努力をしなければならないものであり、校長や管理職の意識改革が必要であると思っております。管理職の目標数値を定め、管理職を通して、働き方の改革を行っていただきたいと思っております。

生涯学習部副参事 目標申告の中で位置付け、業務改善を行うよう、継続して指導してまいります。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員	異議なし
教 育 長	議案第6号「鎌ヶ谷市小中学校における働き方改革推進プランの策定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
教 育 長	次に、議案第7号「鎌ヶ谷市指定文化財の指定について」事務局の説明をお願いします。
文化・スポーツ課主幹	<p>提案理由は、平成31年に初富開墾が150周年を迎えたことから、初富開墾関連資料は、本市の歴史上欠かせない初富開墾前後の事象が記され、その状況をうかがい知ることのできる資料であります。つきましては、初富開墾の様子を後世に伝えていく上で、今後も永く継承していくべき貴重な文化財であるため、本市の指定文化財として指定しようとするものであります。</p> <p>指定文化財物件の種別は、有形文化財の歴史資料であり、初富開墾関連資料としております。構成としましては、歴史資料の文書が6点、手水鉢の金石資料1点となります。これまで、指定文化財は1点ずつ指定をしておりましたが、今回はこの7点を一括指定することによって、より歴史に対する理解を深めることを目的としており、平成30年9月7日付けで鎌ヶ谷市文化財審議会に諮問し、平成31年2月23日付けで答申があったものでございます。</p> <p>初富開墾関連資料は、その開墾事業の様子をうかがい知ることのできる資料群であり、開墾事業前の開墾局や地元の様子が記載された資料、開墾事業後の土地を巡る様々な状況が記された資料及び開墾当時の様子を示す資料があり、これらの資料は、様々な側面から、開墾当時の様子を読み取ることができるものであります。</p> <p>詳細についてご説明しますと、下総国牧地取り調べにつき書付は下総牧開墾事業に先立ち、開墾局により開墾用地を決定するために、牧地と野付村境界地の確定が行われた際の史料で、牧地境界取調べの具体的な方法が記されているなど、旧牧地の調査内容を示すものであります。</p> <p>次に、開墾地移住民埋葬につき宝泉院願書は、佐津間村の宝泉院が、開墾局知事および同局役人三名に宛てた願書で、移住民たちの埋葬を取り扱わせてほしいという内容であり、初富及び五香六実の地名初出史料</p>

で、初富入植の第一陣が到着する明治2年10月27日以前の、9月11日の段階で、初富及び五香六実の予定地名が開墾地周辺の村で知られていたことを示すものであります。

次に、持ち馬お買い上げ代金請取は栗野村の名主庄左衛門が、開墾局に持ち馬を売った代金の請取であり、開墾局の表記が見られる数少ない当地に残された史料であり、明治2年3月、明治新政府による小金・佐倉牧開墾の指令が正式に出され、同月20日には事業を担当する開墾局の設置後、同局の役人たちが開墾予定地に入り様々な調査や準備を行っていく中で作成されたものであります。

次に、湯浅里地所名記帳は、初富開墾会社社員の一人である湯浅七左衛門の初富における所有地を記した名寄帳であり、明治9年の時点で、字湯浅里、栗野田境などの地に、芝地、畑、林を合計113町歩と27軒分の宅地を所有していたことを示すものであります。

次に、加太八兵衛地所売り渡し証文は、明治13年に初富開墾人の1人である加太八兵衛から、中沢村の名望家であった三橋三郎へ24町歩余の土地を、明治13年6月23日付けで売り渡した証文であります。ここに記されている地名から、初富村内の土地は、広範囲に広がっていたことが分かるものであります。

次に、開墾地小作証文受け戻しにつき東京裁判所判決は、開墾地小作証文取戻し訴訟の東京裁判所の判決書であります。明治5年、政府による開墾事業が終了後、入植者は最大でも五反五畝の土地しか所有することができないこととなったため、それを不満とする開墾地の農民は旧会社社員を相手取り、繰り返し裁判や訴願を起こし、明治4年9月に初富村から十倉村及び十余三村へ一部の開墾人が移住しましたが、その跡地を原告が割り受けて耕作しているため、その土地の小作証文の取消しを求めているものであります。しかし、判決では被告が所持する地券明細帳を確証とする、きわめて形式的な判断で退けられており、当時の裁判の様子がうかがい知れるものであります。

次に、旧初富稻荷神社手水鉢は、鎮守の稻荷神社に所在していたもので、初富に所在する金石文では最古のものであります。神社は、明治3年に記された開墾局仮役所日記により、同年2月22日に建立されたことが分かる千葉県神社明細帳や地元の伝承では、京都の伏見稻荷神社の分霊を勧請して成立したと言われております。手水鉢はその際に北初富

移民中から奉納されたものであります。

教 育 長 これより質疑に入ります。ご質問、ご意見がございますでしょうか。

皆 川 委 員 この資料は、現在どこに保管されているのですか。

文化・スポーツ課主幹 資料は全て、鎌ヶ谷市郷土資料館で保管及び展示しております。
本日の教育委員会定例会で可決いただきました後、展示されているものについては、鎌ヶ谷市の指定文化財として名称を変更し展示いたします。

皆 川 委 員 鎌ヶ谷市郷土資料館にどのような資料が保存されていて、現在展示されているもののリスト、また、市民の方にとって分かりやすい一覧のようなものはありますか。

文化・スポーツ課主幹 鎌ヶ谷市郷土資料館所蔵のものや所在の分かっている資料については、資料目録というものを刊行しており閲覧することができます。

教 育 長 それでは、お諮りいたします。
議案第7号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし

教 育 長 議案第7号「鎌ヶ谷市指定文化財の指定について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
以上で、議決事項を終了します。
次に、報告第1号から第4号までについて報告を求めます。

【報告事項】

給食管理室長 報告第1号「学校給食費滞納者への支払督促に対する異議申立てに伴う訴訟への移行及び学校給食費請求事件に係る和解について」
平成30年度に申し立てた学校給食費滞納者のうち、4件の債務者から異議申立てがなされ訴訟へ移行しました。訴訟に移行した2件の学校

給食費請求事件に係る和解が成立しました。当該案件は、市議会において指定している専決処分事項に該当するため、平成31年3月市議会へ報告しましたことをご報告します。

和解の内容としましては、債務者Aの滞納金額446,206円は、債務者Aの希望により、毎月10,000円ずつ本市に支払う分割払いによるものとし、債務者Bの滞納金額158,440円は、債務者Bの希望により、毎月5,000円ずつ本市に支払う分割払いによるものとし、和解が成立しております。

教育総務課長 報告第2号「平成31年4月の行事予定」について、資料に基づき説明を行いました。

学校教育課長 報告第3号「学校の近況報告について（指導）」について、資料に基づき説明を行いました。

生涯学習部副参事 報告第4号「学校の近況報告について（管理）」について、資料に基づき説明を行いました。

教 育 長 ほかに質問等ございますでしょうか。
なければ、以上で、報告事項を終了します。
本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。鎌ヶ谷市教育委員会3月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和元年 8月 8日

教 育 長 皆川 征夫

教育委員 皆川 準一

作 成 者 萩原 美恵